



先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。

港灣法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。新谷運輸大臣。

○國務大臣(新谷實三郎君) ただいま議題となりました港灣法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

港灣は、海陸交通の結節点として交通の発達及び国民経済の振興に不可欠の役割りを演じてきたところであり、港灣法もまた、その基本法として重要な機能を果たしてきたところであります。

しかしながら、港灣法は、昭和二十五年という経済基盤の強化に主力を置いた時代に制定された法律でありますので、公害防止等、港灣の環境の保全あるいは国土の適正な利用及び均衡ある発展等、現在、社会的に重大となっている諸問題に対する配慮に欠けるところなしとせません。

このような実情にかんがみまして、港灣環境整備施設、廃棄物処理施設、港灣公害防止施設等の整備を推進することにより、港灣の環境の保全をはかるほか、港灣及び航路の計画的な開発、利用及び保全の体制を確立するとともに、マリナー等、港灣区域外の港灣の諸施設の安全の確保をはかり、あわせて海洋汚染の防除体制を強化することが、本法律案の趣旨であります。

次に、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

まず、港灣法改正の内容について申し上げます。第一に、港灣の環境の保全をはかるため、水域の清掃、船舶の除去、廃棄物埋め立て護岸等の管理運営などを港灣管理者の業務として明示する一方、緑地等の港灣環境整備施設を港灣施設として追加し、これらの港灣施設の建設等に要する費用について、国が補助をすることとしたしております。また、港灣管理者は、一定の事業者から環境整備負担金を徴収し得ることとし、さらに、港灣管理者の長は、港灣の運営上著しく支障を与える

行為に対し、是正のための適正な勧告等をなし得ることとしたしております。

第二に、港灣計画の内容の充実をはかるため、運輸大臣が港灣及び航路の開発等に関する基本方針を定めることとし、港灣管理者の作成する港灣計画は、この基本方針に適合するほか、一定の基準に適合したものでなければならぬこととしたしております。また、そのような港灣計画を調査審議させるため、地方港灣審議会の制度を新設することとしたしております。

第三に、航路についてであります。従来、港灣区域外の航路の整備は、予算措置のみで行なわれておりましたが、航路予算も年々増加しておりますし、航路のしゅんせつ終了後の適正な維持管理に対する要請も強まっておりますので、そのような航路は、開発保全航路として、運輸大臣が開発し、及び保全することとしたしております。

第四に、最近、シーバース、マリナー等の港灣の施設が港灣区域外に建設される例が多くなり、その安全の確保をはかる必要があるため、都道府県知事にこれらの施設の安全上の規制を行なわせることとしたいたしました。

第五に、港灣の施設についての技術上の基準に関する規定、広域的な港灣の管理運営をはかるための港灣管理者の協議会に関する規定等、所要の規定を定めることとしたしております。

次に、北海道開発のために港灣工事に関する法律及び沖繩振興開発特別措置法の改正の内容について申し上げます。

これらは、北海道及び沖繩県において港灣工事として行なう港灣環境整備施設、廃棄物処理施設または港灣公害防止施設の建設または改良に要する費用について、国と港灣管理者との負担割合等を定めることを内容としたものであります。

次に、海洋汚染防止法の改正の内容について申し上げます。

まず第一に海洋環境の保全の観点から、海洋において排出した油に臨機応変の措置をとり得る態勢を整えるため、一定の範囲の船舶所有者、油の

保管施設の設置者及び係留施設の管理者に、オイルフェンス等の油防除資材の備えつけを義務づけることとしたしております。

第二に、漁港管理者が行なう廃油処理事業を港灣管理者が行なう場合と同様に届け出制とすることとしたしております。

最後に、港灣整備緊急措置法の改正の内容について申し上げます。

これは、運輸大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全に関する事業並びに港灣以外の海域における海洋の汚染の防除に関する事業を港灣整備事業とすることにより、これらの事業の実施を促進することをその内容としたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(長田裕二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。○神沢浄君 私は、いま趣旨説明をお聞きいたしました港灣法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政からというよりか、むしろ地方住民というサイドに立つて、若干の質問をいたしたいと、こう思うのでありますが、この法案を一読してみまして、私どもがまず感じます点は、大きく分けて二つあるように思います。

一つは、この法案のねらいとしておるところが、はたして何であるのかというふうな点が、まことにどうも明瞭を欠いている点であります。

それからもう一つは、これは地方行政サイドからすると、たいへん重大なことになると思うのであります。この法案施行によって、従来に比べて、中央集権的な傾向が非常に強大になって、地方がそのために押えつけられていく、支配されていくというふうな点ではないか、こういうような点が、まず感じられるわけであります。

そんな観点に立ちまして、これから質問を進めていきたいと思うのでありますが、まずその第一点として、この法律案の関係資料の法律案要綱と

いうところに、第一に「要旨」としてこう掲げてあります。「港灣において緑地等の港灣環境整備施設、廃棄物処理施設等の整備を推進する等により港灣の環境の保全を図るほか、港灣の計画的な開発、利用及び保全の体制を確立し、並びに航路の開発及び保全を図ることとする等のため所要の改正を行なう」、これを見ますと、前半は緑地等の問題にも触れられて、いわゆる環境整備の施策がうたわれているわけでありまして、後段になりますと、港灣の計画的な開発、利用、保全体制、航路の開発、いわゆる港灣としての開発の關係が掲げられておるわけでありまして、大体重点は、前半に置かれておるのか、後半に置かれておるのかという点によって、これはこの法律の性格というものは、大きく意味が違ってくるではないか、こう思うわけでありまして、したがって、まず私は、質問の最初に、大体どちらに重点が置かれておるのか、この法律の基本的な性格というものは、どういふものなのかという点をお伺いして始めたいと、こう思うのです。

○國務大臣(新谷實三郎君) どちらがということではないのでございますが、要旨にも書いてございしますし、ただいま御説明いたしました提案理由でも申し述べました。またこの法律の第一条の改正案にも書いてございしますとおりでございます。

結局、一言で申し上げますと、今日までの港灣行政というものは、ほとんど船がふえてくる、港灣も整備しなければならぬというふうな観点から、非常に港灣の設備の整備ということに重点を置いてまいりましたが、最近、非常に各地で社会的な問題を起してござりまする環境の保全でございますとか、あるいは公害の防除でございますとか、そういうものがいままで考えられておったんだと思ひますけれども、法制上もはっきりいたしませんし、それについての港灣管理者のやるべき仕事、港灣の機能というふうなものについても欠けるところがあつたように思ひます。でございしますから、それをまず第一に掲げたわけでございします。しかしながら、一方におきまして、港灣の機能

というものは、世界貿易が非常に拡大をいたしまして、それに伴う世界の輸出入のいわゆる荷動きというのが非常にふえてきております。ことに日本はそうでございます。そういうものに対応したやはり港湾の施設をし、運営をしなければならぬというところは、これは言うまでもないのでありますが、そういったしつと、いままでの港湾行政だけでは足りない面があるということでございます。たとえば最後にお述べになりました航路の開港、これは港湾ではないのですけれども、その港湾に至る航路を保全をし、それを維持するようにしないと、船の出入りが十分でない、安全も阻害されるというようなことがございますので、あわせてそういった、当面必要とするような改正を行なったということでございます。このいずれが重点であつて、そしてどこに第一の目的を置いてあるのだということになりますと、一言で申し上げますと、前半の環境の保全、公害の防除ということが主であることは間違いないのですが、それにあわせて、当面非常に必要とするような、現在の規定では欠けておるようなものを、今度は改正案の内容として、ある部分入れたのでございます。

ついでに申し上げておきますが、港湾法の改正というものは、これで私は万全だとは思っておりません。今後さらに検討いたしまして、場合によりましては基本的な問題から掘り下げて考え直さなければならぬという問題も幾つかあると思ひますが、何しろ昭和二十五年以来、改正が逐次やられました。非常に古い法律でございますから、根本的な改正をするとなりますと、相当に慎重にやらなければならぬと、また日時も要すると思ひますが、今度はそれに間に合いませんので、そういう基本的な問題はあとに残しながら、当面必要とする改正目的に取り組んだということで御了承いただきたいと思います。

○神沢浄君 一応の御説明だと承知をするわけでありませうけれども、私どもがさらに掘り下げて不安を感じますのは、一面環境施策、一面開発施策、

こういう法律になっておりますと、やはり日本の政治の体質からいって、いわば資本の論理とでもいうのでしようか、すべて資本が優先して政治を引っ張っていくような体質は、これは避けられないと思うのです。

そうならないと、なるほど法文の作文の上におきましては、環境施策がうたわれ、非常にけつこうだと思つたのですが、実際には、やはり開発の面のほうが、結局は重心を持っています。そして、どうも環境施策のほうが主従の関係からいいますと従にされてしまつて、やはりわれわれが不安に考へておるような形に発展をしていってしまうのじゃないか。むしろこの際、この条文の明文の上におきまして、重点はこれなんだという

ことを明らかにしておいていただくことのほうが必要じゃないか。こんな私は感じを持つのです。どうも重ねてのことなんですけれども、大臣の所見を伺わしていただきたい。

○國務大臣(新谷實三郎君) この目的を一つにしまして的確に書きますことは、そういう御理解の上には役に立つかもしれないと、開発ということとは、これはやはりいままでは、そう法律規定を要しないので、御承知のようには港整備五カ年計画というものをやっております。これは予算措置でもって大体的な動きをつけておつたんです。ところが実際に開発に手をつけてまいりますと、やはり港管理に、開発についての正しい秩序のある開発をしてもらうためには、その基本的な考え方というものを法律にも載せておいたほうが、全国、均衡のある発展を遂げるのにはいいんじゃないかというふうなこともございまして、最小限度の法律規定を置いたということでございます。

私から言うまでもなく、御承知のとおり、私の関係しております運輸委員会でも御議論があつたところでありませうけれども、非常にいま、海上荷動きが、さつき申し上げたようにふえておりまして、いまでも日本の主要港湾を見まして、滞船といひますか、港に來たけれども荷役ができないで待っている船が非常に多いのでございます。ということは施設が足りないということでございます。平均して四十時間ぐらい滞船しているのです。しかも石油でございますとか鉱石でございますとか石炭でございますとか、いろいろ多様化してまいりまして、そういう専用船もできますし、雑貨についてはコンテナ船もできますし、非常に専門的な船が動くようになったと、それに応じたようなバースがないというふうなことでございまして、それに応じたようなことをやはり考へていかないと、いけないのじゃないかということで、この開発についても、最小限度の必要な規定を置いたということでございます。

しかし、そういうことのために、今度の改正の第一の目標にしております環境の保全あるいは公害の防除というものは、これはおろそかにすることではございせん、やはり今度の改正案では第一義的に考へておまして、通過さしていただいた四十八年度の予算をこらになつても、今度は公害の防除あるいは環境の保全というものにつきますと、相当に大幅な財政負担をすることになつておるとは御承知のとおりでございます。

○神沢浄君 実は、きのう私は、地方行政の委員会の視察でもつて、これは都市交通の問題の調査があつたんです。大阪市へ参りました。途中の車中でもつて、週刊誌を求めまして、ばらばらとめくって見たところ、たいへんショッキングな記事があつたんですけれども、それはどういふことかと申しますと、日本の人口というのはいま三千万くらいになつてしまふのではないかと、いふのは、もう端的な言い方をすると、食糧の問題でもつて、いま私どもは、知らず知らず毎日毒を食べているのだという、これは農林省のたしか食糧の關係の研究の機關の責任者であるお役人の書いたものなんです。

さらにお伺いをするんですが、いま大臣が趣旨の御説明をなさったように、私は新谷大臣の御意向というものはそのまゝ受け取りたいと思います。しかし、いつまでも新谷運輸大臣というわけにはいかぬでしょうから、やがてはこの法律が心配でないものになっていなければ、次の時期におきまして、私どもが不安に感ずるような状態というものが現出してしまったんでは困ると、こういうふうに思うから申し上げるのであります。

そこで、もし大臣の意図するような方向と食い違っていくような将来の情勢というようなものがあるかもしれません、これはどこで歯どめをかけるか、歯どめをかけることがこの法律の中でもできるかどうか、こういう点を伺いたいと思うのです。

○国務大臣(新谷實三郎君) ただいまの御質問は、考えようによっては非常に広範でございまして、私、運輸大臣の立場からお答えできない問題がたくさん含まれておるんじゃないかと思うんです。しかし、これは内閣全体として取り組んでおる問題でございまして、関係閣僚の間でも、いま御心配のような食糧問題、ことにお示しになった魚の問題、そういった問題につきましては、関係省におきまして科学的にいろいろ調査をいたしております。これについては、私の聞いておりますところによりまして、近い将来に水銀とかPCBとかいようなものにつきまして、人体との関係における基準というものを大体お示しができるということを言っておりましたので、私たちもそれに非常に期待をしておるわけでございします。いずれにいたしましても、その種類の問題は、環境庁なり、あるいは厚生省なり、あるいは農林省なり、関係のほうから権威のある答弁をしていただくようお願いしたいと思います。

私、港湾に関して申し上げますが、ちょっとこの一条の書き方とか、趣旨説明で開発ということをおります公害とか、あるいは安全とか環境とかいようなものを度外視しまして、何でもとにかく

港湾の整備をしたらいんだと、港湾の設備を拡張したらいんだというようなことは夢にも考えていないのでございまして、今度の改正案を通じてされましたけれども、その点は御認識いただけると思います。で、港湾のそういった開発計画を立てます場合にどうするか。これは地方自治団体がまず港湾の具体的な計画というものを立てまして、この場合には地方港湾審議会というものはかりまして、これはもちろん漁業者も含んでいけると思いますが、そういった人たちのあらゆる意見を聞きまして、そうしてその計画を立てていくと、それを運輸省のほうに持ってくるわけです。その持ってきたものを、運輸大臣としましては、これは全国的に大体日本の港湾というものはこういうものについて特に留意してもらいたいというようなことを基本方針として掲げます。その中には、もちろんいま申し上げたような環境でありますとか、あるいは安全でありますとか公害でありますとかいようなことは、もちろんこれはまず先に書かなければいかぬ問題でございしますが、そういった基準に従って計画をつくって地方から持ってくる。それを私のほうでは港湾審議会にかけまして、そこで港湾計画をきめる。もしそれがどうも悪いというところであれば、これも地方自治体の長である港湾管理者に対しまして、この点はこうしたらどうかというように、最終的な港湾計画というものをきめていくというふうな段取りになるわけでございしますから、いま御心配のような点は、これは二重にも三重にも関門を通りまして実現されるものでございしますから、その点については十分配慮をいたします。

ではないかということをお、私どもも率直に反省をしておるわけでございまして、そういう方針をもちまして運用いたしますし、そういう方針をもちまして今度の成案を得ておるわけでございしますから、その点は御安心をいただいて、将来の運輸省の措置について、ひとつまた御激励をいただきましたと思います。

○神沢清君 まあ大臣の御意向は、私は誠意を受けとめたい、こう思うのですけれども、私がちょっとくどくどいかに言っておるのとは、とにかくこれは二律背反的なものになると思うのですよ、開発と公害というものは、これはやっぱり、開発の裏側には必ず公害があるわけであって、ですからこの扱い方いかんによって、これはもうたいへんなことになっては困るという気持ちがありますから申し上げているわけなんです。

それで少し、それにかかわって環境庁へもお尋ねをしたいのですけれども、何か自治大臣がちょっとお急ぎのようですから、先にひとつお聞きしておきたいと思うのですが、この法案を見ますと、冒頭私が、地方行政のサイドからもう一つ問題ではなからうかというふうに申し上げたのは、どうも今日までのものに比べて、中央の権力支配の傾向というものが非常に強まってきたのではないかと、午前中の本会議の国土総合開発庁の問題の質問の中でも、同様のことが出ていたようでありまして、この法案に関しまして、たとえば港湾計画の問題をとってみても、現行のものでありますれば、地方の公共団体の樹立をするところの港湾計画を、国の考え方の調整をはかればよいという、これはむしろ主体は地方公共団体に置かれるわけでありまして、この法案で見ますと、今度は国がちゃんと方針を定めておいて、その方針に基づいて、方針の中でもって港湾計画を樹立しなきゃならぬということになると思うわけでありまして、そうなりますと、下に主体性があつたものと比べて、今度はその支配力というものが上に移つてしまつて、こういう関係が法案の施行と同時に生じてくるのではないかと、これは私どももとより

であります。地方の自治をあずかってもらっている自治大臣の立場からいたしまして、私は重大だと、こう思うんです。そこで、まずその点の御見解をお尋ねしておきたいと思うんです。

○国務大臣(江崎真澄君) 法を制定いたしますにあつて、その点については、私どもも十分実地を配意をして、事務的に、運輸省側とはよくよく打ち合わせ、相談をして、こういうことになったわけでありまして、

御承知のように、今日港と言わず、これは交通機関そのものが非常にスピードアップされてまいりました。しかも船の場合ならば大型化する。それから港湾そのものが、管理者側からいましては数県にまたがる大規模な港になり、バースが設定されるというようなことになりまして、やはり国の根本方針というものを度外視することは、これはできないわけでございします。そうかといって、いまお示しのように、もともと地方公共団体が管理者になって管理しておつたものに不当に国が介入をする。これは好ましい形ではないというふうに思います。しかし、これは法案でもうすでに御案内のように、運輸大臣が基本方針を策定いたしますときには、自治大臣に対して十分協議を行います。それから港湾管理者は、率直に自分たちの思う意見を述べるようになっております。これは必ずしも港だけではなくて、港を中心とした背後地の開発計画はこうなるといふような主張などをいたしまして、そして運輸大臣が決定をいたします基本計画には、そういった港を含めた、その辺一帯の状況、実情というものをづきに主張、申し述べることでございまして、これに基づいて運輸大臣が措置をする。こういうことになっておりますので、何も今度のこの法の制定によって、にわかに国の介入が強くなるというていものではないというふうに、私どもは認識いたしております。

したがって、地方自治体にとつても、さしたる支障がこれによって生ずるものというふうには思っておりません。

○神沢浄君 同じ内閣の中ですから、ここで大臣

同士の考えが食い違ったりなんというのでは、これは大きな問題になるわけでしょうけれども、私はそういうことよりか、むしろ今後の運用の上から、どうも心配になる点だと思えますので、お聞きをしておるのですけれども、従来は、主体性が地方公共団体側にあったから、国の意見の調整が困難をいたしましたが、やっぱり主体的立場というものは地方側でよかったと思うわけでございます。今度は意見を言うことができる、こういうのですが、意見を言うても聞かれぬ場合にはどうなるかという問題が出てくると思うんですよ。そのときにはどうしたらいいでしょうか、自治大臣にそれをお尋ねしておきたいと思うのです。

○国務大臣(江崎真澄君) 非常に地方の自治体のために意を用いたたく、私もからすればありがたい御配慮だと感謝申し上げます。

地方が意見を申し述べまして、その意見が運輸省側で取り入れられないというときには、当然自治大臣に地方の団体としては苦情を持ってくるでしょう。これは運輸省に苦情を持っていても話がつかぬというわけですから、したがって直接所管をいたします自治大臣に話が来る。そうすれば、私はこの基本計画その他について、運輸大臣は私に意見を求められるわけでございますから、そういう意味で、ひくくめてこういう不満があるということで、調整に立つことは、これはもう当然立てるわけでありまして、いま仰せられるように、今後どういう形になるにいたしましても、少なくとも地方自治体の意向というものを無視して国がいろいろな計画を押しつける、こういうことは、これはもう民主主義の時代にできないことでございますし、「(あつちやなぬ)」と呼ぶ者あり)あつちやなぬ、そのとおりです。

ですから、十分その辺は運輸大臣におかれましても、運輸省そのものにおいても配慮していただけるものと、こういうふうにも思っております。もし地方と意思の疎通を欠く場合には、自治省が間に立って調整をする、こういうことで御了

承願したいと思います。

○神沢浄君 しっかり記録をしておいていただくことにしまして……

そこで、この新しい法律になったといたしますと、計画の実施をしていくことになると思えます。そこで金の問題ですけれども、国も配慮をするということで、この法案で見ますと、港灣公害防止施設あるいは港灣環境整備施設というふうなものについては十分の五以内であると、それから廃棄物の埋め立て護岸あるいは海洋性の廃棄物処理等々については十分の二・五以内であると、二分の一と四分の一というところになっていくようでありまして、私は非常にこのことに矛盾を感じるのです。というのは、大臣も述べられましたけれども、港灣においてどうして公害排除の施設をしなければならぬようになったか、あらためて緑地施設等まで考えなければならぬようになったか、これは私は、地方サイドの責任じゃないかと思うのです。かつては水もきれいな、空気もきれいな、一幅の緑のごとき港灣だったものが、きょうは水面をよこされ、環境の保全のためにいろいろな施設をまで講じなければならぬということになってきたのは、地方の責任ではなくて、やっぱり経済の成長政策等、政府の政策の結果がそうさしている、こういうように思います。

そうやってまいりますと、これらの施設を講ずるのに、何か二分の一、四分の一程度国が見て、あとは地方で負担をしろということになります。私は少し何か筋違いではないかという感じがいたしてなりません。おそらくこれは、もう地方の側からすると、その考え方というものは共通しておることだろうと思うのですが、その点どうでしょう。自治大臣の所見を伺っておきたいんですが、○国務大臣(江崎真澄君) 港灣の汚泥のしゅんせつであるとかそういうもの、それから自治大臣が指定するもの、そういうものは二分の一の国が助成をする。しかし、あとの地元負担はけしからぬじゃないか——私はそういう意見は出ると思うんです。まあそうですが、この原因者に課税をしま

して、どういふふうにしてそれを負担させるか、これは今後の問題として目下検討しておるわけでありまして、原因者が何がしかの負担をするにとよって、たれ流しはあたりまえだという、そういう感じを持ちやいけませんね。ですから、この公害についての原因者の負担というものを税法上はどう考えるかという点は、いろいろ問題のある点だというふうに思います。これは十分検討しなければならぬと思います。

したがって地元の負担につきましては、これは交付税等々で十分ひとつめんどろを見ていくということでありまして、どこかの時点でやっぱり不満が爆発するということにもなり得るので、自治省としては、十分そういった配慮で対処していきたいというふうに思います。

○神沢浄君 運輸大臣にお聞きしたいんですけれども、この法案にもやっぱり原因者負担の規定というものは盛り込まれておるようでありまして。ただし、あまり強制力があるようには思えません。どういう方法をとるのか、どういふふうな負担をさせることができるのか、そういう点でのお考えをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、入港料などの問題をも含めて、これは税金が私は、いま自治大臣も述べられたように、一番合理的な、合法的な行き方だと思えます。しかし、それがいま目の前でもってすぐということにならぬといたしまして、やはりそういう考え方、理念に基づいたような方途というものが講ぜられなければならぬ、こう思うのですが、入港料の問題とか、あるいは負担措置の方法とか、政府側のお考えがありましたら、この際、伺っておきたい、こう思うのです。

○国務大臣(新谷實三郎君) 先ほどお述べになりました原因者負担の根拠になる法令、これは政府委員からお答えさせていただきます。

私、御質問の趣旨を拝聴しておりますが、公害の防除ということにつきましては、環境の保全というところにつきましても、いろいろ双方が関連いたしますけれども、大体二つに分けられると思うのです。で、いまあちらこちらで起こっておりますような、先ほどお話になったようないろいろな有害物質が流れて、そのために漁業権が侵されたり、あるいは各地で起こっておりますような汚泥の問題、それをどうするかというふうな問題、この問題はもろに一番緊急の問題であろうと思えますが、それと同時に、私もでもい提案しておりますのは、もっと積極的に港灣の環境をよくしようということ、緑地帯をこしらえたり、いろいろなことをやろうとしているわけです。そういうことがやっぱり公害というもののつながってくる部分でございますので、積極的な面と消極的な面と、両方からこれは考えておるわけでございまして、それぞれに規定が置いてあるはずでございます。

私どものほうの港灣関係の問題については、実はさっきお尋ねなっております自治大臣がお答えになりましたが、もう少しこの国の補助率を高めようということ、実は四十八年度の予算編成にあたりまして、財務当局とも相談をしたのですが、どうしても今度は承認を得られなかったのです。私のほうとしては、できれば御承知のように、経済社会基本計画というのができまして、五カ年間の計画になっておりますので、それに適合性を持たしまして、これは閣議にもかけなければなりませんし、財務当局の承諾も得なければなりません、新しい第五次の港灣整備五カ年計画を四十九年度から立てたいと思っております、いまその作業中でございます。その際には、もう少し現在の実情に合ったような、港灣を整備するための経費というもの、国の経費を盛るようにならなければならぬと、補助率の問題も当然一つの問題になってくると思っております。

それから、いますぐの問題でございますけれども、法律の改正案の中に入っておりますが、環境整備の負担金の制度を、今度初めてこしらえまして、これには関係の事業から負担金を取る。船をどうするかというところについては、いろいろ入港料の問題等もございまして、きまっておりますが、いろいろ問題もございまして、関係事業からそういう負

担金も取りまして、そうして港湾管理者——地方自治団体がよりよい港湾の整備をしていただけるようにという配慮もしておるわけでございまして、現在のところは、そういうことしかしようがないのですが、来年度以降われわれの希望どおりになりますと、もう少し新しい見地で、新しい観点に立ちまして、港湾整備をやらなければならぬ、環境の整備、公害の防除ということについても、もっと積極的にやろうという考え方で、いま作業を進めておるといふことだけ御承知をお願いしたいと思います。

○説明員（鈴木登喜） お答えさせていただきます。ただいま先生御指摘の、あるいはまた大臣から概括的に御説明ございました環境整備負担金というのを、今回あらためて第四十三条の五に設けまして、それを徴収することに相なっております。徴収の具体的な方法といたしましては、地方自治法二百三十一条の三に基づきまして、地方税法と同じように強制徴収できるように措置してございます。

○神沢清君 環境庁いらっしゃるってすか。先ほど続けてお尋ねしておきたいと思ったのですが、大臣の趣旨説明にも述べられましたし、その後の質疑応答の中で、特に強調されております環境施策の問題ですね。そこで、さっきも私から触れさせていただきましたように、いよいよこの新しい法律ができて施行されていった場合に、どうも環境政策の面のほうが従にされてしまうのではないかな。そういう際には、やっぱり環境政策の責任の場にある環境庁が政治の上の責任というものを果たるわけだろうと思うのです。そこでこの法案の中でも、環境庁はどういうようににかかわり合っておられるかという点をお尋ねをしておきたいと思うのです。

○政府委員（坂本三十三次君） 先ほどから開発か、それから環境保全かという大きなテーマから、どちらにウエイトを置くのかというお話がございました。

開発は、もちろん人間社会の進歩のためには必

要ではありますけれども、過去二十年間、とりわけここ数十年間の高度成長というものをみますると、やはり開発は人間のためにやるものでありまして、やり過ぎた場合には重大な支障を起こすおそれがあるというところは、最近の公害問題を見れば、もう一目りょう然のことでございます。開発は人間のために便利でありましても、もっと大切なことは、人間の健康と生命であります。ですから人間の健康、生命を守るといふ環境問題、環境政策、これが優先されるべきであることは、私は当然であると思っております。ただし、いままでの、この戦後の日本の歩みを見てもいいますれば、やはり国民的コンセンサスというものは、やっぱり高度成長にあったことは申し上げるまでもないと思いますが、最近、非常な反省の聲が出てまいりまして、そしてその声がこの環境庁の誕生にもなったわけでございます。これはもう健康と生命を守る問題でありますから、国民的課題でございますので、民族的な課題でございますので、人類的な課題でございます。

そういう意味から、先ほどおっしゃったように、もう少ししたら三千万人に減るんじゃないか。これはやっぱり、当然の政治家としての将来に対する見通しの上から、それだけの配慮をしなければならぬというお考えだろうと思ひまして、非常に敬意を表している次第でございます。ローマ報告にもそれと同じようなことが書いてございます。

そこで環境庁といたしましては、国民世論の環境優先というこの声、いままでの経済優先をここでチェックするためには環境優先ということに切りかえないと、情力で押し流されてしましまするので、環境庁発足以来、いろいろな開発行為に対してはチェックをする。自動車であればスピードが大事だったという時代もありました。しかしスピードよりも人間の安全のほうが大事であるというところは、もう当然なことでございますから、エンジンよりはハンドルやブレーキのほうが大事になってくるわけであります。そういうような精

神でもって、環境庁はいろいろな開発行為の行き過ぎに対してはチェックをする、きびしい態度で臨んでおるわけでございまして、この港湾法におきまして、いままでは港湾審議会のメンバーとして、具体的計画について意見を述べるといふ段階でございましたが、それではおそい、もっとその以前の基本方針につきまして、運輸大臣から事前に協議をいたしまして、そして私どもの環境保全、これを万遺憾なくしめるように、私どもが協議権をひとつ預かりまして、そして協議を申し上げ、チェックをしていかなければならぬ、こう思っておるわけであります。港湾法だけではございせん。国土総合開発法以下十四本ぐらいいわたりまして、全部環境庁の協議権を今度はいれようという、その意気込みをひとつ御了承をいただきたい、こう思うわけでございます。

○委員長（長田裕二君） これより暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕



昭和四十八年七月十日印刷

昭和四十八年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局